



今月の視点

581号

税制改正！賢い贈与の選択

～ 相続時精算課税への誘導か？ ～

令和5年度の税制改正で贈与による相続税対策の考え方が大きく変わりました。従来では、生前贈与として相続税対策が一般的に多用されていました。暦年贈与として年110万円の贈与税の非課税枠が、持ち戻し年数の延長が制定されました。

また、「相続時精算課税」方式は大幅な拡充がなされました。でも、従来のように暦年課税を使ったほうが得をするケースもあります。具体的には、暦年贈与の生前贈与加算の期間を3年から7年に延長になるのに加え、相続時精算課税にも基礎控除110万円ができるなどの改正がありました。これにより、暦年贈与か相続時精算課税か、どちらを選択したかによって、有利不利の生じる状況となりました。

(1) 改正の目的

先ず、生前贈与でも相続でも最終的な納税者の税負担は一定になるように税制を設計することです。財産を分割して贈与を繰り返し、相続税の低い税率の使用を抑制するためです。生前贈与加算を3年から7年への延長です。そして、2つ目として、生前贈与による若年層への資産移転の促進を図っています。また、当制度は利用件数が少ないので、件数向上のため、暦年課税とは別に基礎控除を設定しました。

(2) 生前贈与加算の期間は7年に延長

令和6年1月から順次延長され、令和13年1月1日後に開始した相続から加算期間が7年となります。

(3) 生前に孫に財産を贈与していた場合

被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した人が7年以内に贈与を受けた場合に加算するのですから、生前に贈与を受け取った人が相続又は遺贈により取得しなければ、加算の対象になりません。

(4) 令和5年以前に当制度を選択していた人でも、110万円の基礎控除は適用されます。

(5) この制度を利用した人は、災害より被害を受けた場合の減額特例は利用できます。但し、土地・建物だけで、株式においては評価減はできません。

- (6) 「相続税と贈与税の一体化」として、「持ち戻し」の延長で3年から7年へまとまった財産を承継できる現状を税逃れともみられますが、暦年課税を残して3年から7年へ延長しました。

各国の生前贈与加算期間

日本	3→7年	韓国	10年
イギリス	7年	フランス	15年
ドイツ	10年	米国	生涯

- (7) 暦年課税と相続時精算課税の違い

	暦年課税	相続時精算課税
贈与する人	条件なし	60歳以上の父母・祖父母
贈与される人	条件なし	20歳以上の子・孫
非課税枠	受贈者ごとに年間 110万円	贈与者ごとに計2500万円
非課税枠を超過した額の扱い	10%～55%の累進 税率で課税	一律20%で課税
申告	110万円を超えたら 申告	贈与ごとに申告書を提出 ↓ 年間110万円まで非課税
相続が発生した ときの扱い	相続前3年の贈与を 相続財産に加算 ↓ 相続前7年の贈与を 相続財産に加算	贈与時の価額で相続財産に加 算して課税 ↓ 相続前7年以内の贈与を持ち 戻さず
利用制限	相続時精算課税を選 択したら二度と利用 できない	いったん選択すると相続時まで 継続

- (8) 精算課税利用はNGのケース

小規模宅地の特例は、最大8割減で税負担は大幅に減少します。

贈与が「負担付贈与（借入金など債務引受けを条件の贈与）」の場合には不動産は時価で評価するルールであり、通常はできません。

- (9) 暦年課税の基礎控除は7年以内に贈与されたものは、110万円以下も含めて全て加算します。これに対して、精算課税の基礎控除以下のものは、贈与・相続税がかかりません。なお、通常の申告は翌年3月15日までにする必要があります。

(10) 生前贈与の注意点

- 1) 贈与者と受贈者の署名・捺印をした贈与契約書を作成する。
できれば確定日付を公証役場でとる。
- 2) 受贈者は自己名義の口座をつくり、自身の印で自身で保管する。
- 3) 子や孫に現金を贈与し続けたいのなら家族信託を活用しましょう。
- 4) 途中で本人が認知症になるなどした場合もその契約は有効です。
- 5) 信託財産のうちの受益権のうちの〇〇円を贈与、などの贈与契約書とします。
- 6) 遺言の代用として信託を活用できます。
- 7) おひとりさまになったら信託を活用しましょう。
- 8) 結婚子育て贈与は 1000 万円までできます。
- 9) 教育資金贈与は 1500 万円まで一括贈与と小出し贈与と、やり方を考えましょう。
- 10) 妻への 2110 万円マイホーム贈与もできます。
登記料や不動産取得税、「小規模宅地」にも留意しましょう。
- 11) 三大メリット（上記）大きな財産圧縮効果や 3 年以内の贈与加算対象外かどうかを考え、暦年贈与とあわせて適用しましょう。但し、親族間の争いのタネにならないように注意しましょう。
- 12) 遺言書では、遺留分にも注意しましょう。
例えば、相続人以外（孫など）、社会への寄付、子供がいないので配偶者へ全て、事業の継承者に多くあげたいなど。
- 13) 生命保険は遺産分割・相続税対策に活用できます。
- 14) 孫の手を借りて節税する「孫の養子縁組」も考えてみましょう。
- 15) 孫の手を借りて節税する一代飛ばし「遺贈」も考えてみましょう。
- 16) 名義預金・名義株とはいったい誰のものか？（お金を出した人と違う名義の口座や株式）
- 17) 親が認知症になるリスクを見すえ成年後見の活用を考えましょう。
- 18) 「争族」の防止 8 ケ条
 - ①残す財産の行く先は残す人が決める。
 - ②遺言書を作成する。但し、遺留分を考慮する。
 - ③納税資金を配慮した分割をする。
 - ④不動産など共有持分にはしない。
 - ⑤財産を分けやすい形にしておく。
 - ⑥それぞれの財産の性質に合った人が相続する。
 - ⑦相続税対策は相続人が納得する形で行う。
 - ⑧生前から、元気な時に相続の話し合いをしておく。

ご意見・ご質問などお待ちしております。

みらい経営グループ代表 石川 光男

老齢・障害年金のご相談を受付けています。

社会保険労務士

産業カウンセラー こすが はつこ
小菅 初子

当事務所まで TEL または FAX をお待ちしております。

11月の税務と労務

- | | |
|------------------------|------------|
| ・ 9月の決算法人の確定申告、消費税など納税 | 期限(11月30日) |
| ・ 3月の決算法人の中間申告、納税 | 期限(11月30日) |
| ・ 3月の決算法人の消費税の中間申告 | 期限(11月30日) |
| ・ 10月分源泉所得税納付 | 期限(11月10日) |

税理士法人みらい経営（発行元）

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 **石川光男**

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066

MAIL ishikawa@ishikawakk.or.jp HP <https://www.mirai-kg.com/>